

2018年12月13日

(独)自動車技術総合機構
検査部 検査課 御中

(一社)日本自動車車体工業会
中央技術委員会

UN-R34が適用される燃料タンクの関連部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載について（ご依頼）

拝啓 愈々ご清栄の段大慶に存じます。

さて、保安基準の細目告示の改正により、新型車（型式指定等の認可年月日が2018年9月1日以降のものをいう。）の燃料タンクについては、基本構造、材質、取付方法が旧認可車と同一のものを除き、UN-R34-03の技術的要件が適用されることとなりました。

当会では、これらUN-R34-03の技術的要件が適用される燃料タンクの関連部品の変更等を行った場合について、その取扱いと新規検査等届出書の記載内容を別添のとおり取りまとめました。

つきましては、本内容で運用できますようお取り計らいいただくとともに、考え方等に問題等ございましたら、ご連絡いただけますようお願い申し上げます。

敬具